

平成21年 4月17日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 堀岡敏喜 | 2番 | 炭竈ふく代 |
| 3番 | 山口敏子 | 4番 | 小坂井実 |
| 5番 | 佐藤高 清 | 6番 | 佐藤博 |
| 7番 | 武田正樹 | 8番 | 立松新治 |
| 9番 | 山本芳照 | 10番 | 杉浦敏 |
| 11番 | 安井光子 | 12番 | 三宮十五郎 |
| 13番 | 渡邊昶 | 14番 | 伊藤正信 |
| 15番 | 三浦義美 | 16番 | 中山金一 |
| 17番 | 黒宮喜四美 | 18番 | 大原功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|----|-----|----|------|
| 6番 | 佐藤博 | 7番 | 武田正樹 |
|----|-----|----|------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（11名）

| | | | |
|-----------------|------|----------------|------|
| 市長 | 服部彰文 | 副市長 | 大木博雄 |
| 教育長 | 下里博昭 | 総務部長 | 伊藤敏之 |
| 民生部長兼 福祉事務所長 | 平野雄二 | 開発部長 | 早川誠 |
| 十四山支所長 | 横井昌明 | 総務部次長 兼税務課長 | 若山孝司 |
| 教育部次長 | 山田英夫 | 総務課長 | 佐藤勝義 |
| 教育課長 | 服部忠昭 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐藤忠 | 書記 | 柴田寿文 |
| 書記 | 岩田繁樹 | | |

6. 議事日程

| | |
|------|-------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第42号 弥富市税条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第43号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第1号） |

日程第 6 発議第 1 号 臓器移植法改正に関する意見書の提出について
追加日程 議長の辞職について
追加日程 議長の選挙について
追加日程 副議長の辞職について
追加日程 副議長の選挙について
追加日程 議会運営委員会委員の選任について
追加日程 議会広報編集特別委員会委員の選任について

~~~~~  
午前10時18分 開会

議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成21年第1回弥富市議会臨時会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 会期の決定

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第1回弥富市議会臨時会の会期を本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決定しました。

~~~~~  
日程第3 諸般の報告

議長（黒宮喜四美君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願ひします。

~~~~~  
日程第4 議案第42号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第5 議案第43号 平成21年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

議長（黒宮喜四美君） この際、日程第4、議案第42号及び日程第5、議案第43号、以上2件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成21年第1回弥富市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

本臨時会におきまして御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、条例議案1件、予算

関係議案 1 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第42号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴うものでありまして、主な改正内容は、個人住民税における住宅ローン特別控除を創設するものであります。

次に、議案第43号平成21年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳出の教育費におきまして小・中学校耐震補強工事等請負費及び監理委託料3億1,294万5,000円を減額し、これらに対し、まず歳入といたしましては、安全・安心な学校づくり交付金1億1,650万円、学校施設整備事業債1億7,100万円などを減額し、地方債の補正を計上するものであります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略します。

税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） それでは、弥富市税条例等の一部を改正する条例を御説明申し上げます。

議案をめぐっていただきまして、9ページ後の弥富市税条例等の一部を改正する新旧対照表をごらん願います。

説明につきましては、条文の整備は説明を省略させていただきまして、主な改正のみの説明とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

第1条による改正につきまして、最初のページにつきましては条文整備でございます。

2ページ目、第45条の2第2項は、公的年金等の所得に係る個人の市民税の特別徴収にかかわる規定でございますが、これにつきましては、公的年金から年金以外の所得について特別徴収する仕組みを削除する内容でございます。

続きまして、5ページをごらん願います。第54条でございますが、この規定は固定資産税の非課税に関する規定でございます。6ページの方になりますが、医療関係者の養成所に係る固定資産税非課税措置につきまして、一般社団法人及び一般財団法人、非営利型法人に限るわけですが、社会医療法人等が設置する医療関係者施設を追加する規定内容になっております。

続きまして、その下の第56条の2でございますが、新たに新設する規定でございます。これにつきましては、社会医療法人が直接救急医療施設等の確保事業の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置に係る規定の追加でございます。

続きまして、1枚めぐっていただいて8ページをごらん願います。中段で第7条の3、個

人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の規定でございますが、3項におきまして、市町村に対する申告が不要ということで、規定を一部削除しております。

続きまして、9ページの第7条の3の2でございますが、新たに新設されました規定でございます。個人住民税における住宅ローン特別控除の創設。所得税の住宅ローン控除の適用者に対して、所得税において控除し切れなかった額を個人住民税から控除する規定の追加の内容になっております。

1枚飛びまして、11ページをごらん願います。中段の第10条の2の3項の規定でございますが、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定でございます。高齢者向けの優良賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象に政府の補助を受けて整備した高齢者向け優良賃貸住宅を追加したことに伴う添付資料の改正でございます。

続きまして、12ページの下の方の第10条の3、阪神・淡路大災害に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定でございますが、阪神・淡路大震災により滅失・損壊した家屋の代替家屋に係る税額の特例措置の規定の廃止に伴う削除でございます。

14ページをごらん願います。下段の方でございますが、第11条の3、平成19年度または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例でございますが、固定資産税の鉄軌道用地の価格の特例規定適用期間の終了に伴う削除でございます。

続きまして、15ページの第12条の規定でございますが、宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例でございますが、固定資産税の土地に係る負担調整措置の規定を、現行を継続して平成23年度までとする改正規定でございます。

続きまして16ページでございますが、宅地につきまして、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の100分の5を加えた額を課税標準額とした場合の税額とする規定でございます。住宅用地の場合は、200平米以下につきましては6分の1、200平米を超える分については3分の1の特例率を乗じるという内容でございます。

2項につきましては、住宅用地並びに商業地等について、当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額を当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額としていた場合における固定資産税を超える場合にあつては据え置くという内容でございます。

3項につきましては、宅地等調整固定資産税額、前年度の課税標準額に評価額の5%を加算した額が評価額の20%に満たない場合は20%を税額とする規定でございます。

17ページの4項をお願いします。住宅用地の負担水準が 負担水準というのは、前年度の課税標準額を当該年度の評価額で割ったもの、いわゆる評価額に対する税額をお願いします

る課税標準額の負担の割合でございますが 0.8以上の場合は前年度に税額を据え置く規定でございます。

18ページをごらん願います。5項につきましては、商業地等について、負担水準が0.6以上0.7以下の場合、税額を前年度に据え置く規定でございます。

6項につきましては商業地等に係る規定でございますが、負担水準が0.7を超える場合は、当該年度の評価額に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額の規定でございます。

続きまして19ページの第13条でございますが、農地について、前年度分の課税標準額に負担水準の区分に応じた負担調整率を乗じて得た額を課税標準額、税をお願いする額とした場合を超える場合には当該税額とする規定でございます。

20ページ以下は条文の整備でございます。

23ページ、中段の第17条の2をごらん願います。優良住宅地等の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の規定でございますが、適用期限を5年延長する内容になっております。

24ページ、25ページ、26ページまでは条文の整備ですので、説明を省略します。

27ページをごらん願います。第19条の2の規定でございますが、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の規定でございますが、上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式で、同日に特定管理口座から払い出されたものを発行した株式会社の結了等の事実が発生した場合についても、この特例の適用をする規定になっております。

28ページ、29ページ、30ページ、31ページにつきましては条文の整備ですので、説明を省略します。

32ページをごらん願います。第2条による改正でございますが、第10条の2につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで新たに追加された規定でございます。認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、減額措置の適用がある旨の申告書を市長に提出する際に添付すべき書類として長期優良住宅の認定書等の写しを追加する規定でございます。

続きまして、34ページをごらん願います。第3条による改正でございます。附則の規定でございます。

36ページをごらん願います。附則の第2条、個人の市民税に関する経過措置の規定でございます。10項におきまして、上場株式等の配当所得に対する軽減税率の規定でございます。税率を住民税3%のうち市税1.8%とする内容でございます。10項の1号、2号につきましては、前回の改正で特例措置として、株式配当につきまして100万円以下について1.8%、

100万円を超えるものについては3%の税率を適用するという規定を削除する内容になっております。

続きまして、39ページをごらん願います。17項につきまして、上場株式等の譲渡所得に対する軽減税率の規定でございます。税率は、住民税3%のうちの市税1.3%とする内容になっております。1号、2号につきましては、前回の改正で配当と同様に特例措置が500万円以上については1.8%、500万円を超えるものは3%であったものを、配当と同様に削除する規定でございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） ただいま全員協議会でも一定の説明がございましたが、確認の意味で改めてお尋ねすることもございますので、よろしくお願いいいたします。

まず、今も説明の中にもありましたが、条文整備等のためにどこかをなぶると関連でなぶらなきゃいかんところが出てくる。中身は変わらないけれども条文の整備による変更ということについては、そういう説明がされておれば、そこを詳しく読んで考える必要はなくなりますよね。今回の改正でもかなりそういうところが今の説明ではあるということだったと思うんですが、それと実質を伴う改正ですね、よくなるにしても悪くなるにしても。そこがどうなるかということが具体的に明示されておれば、その関連のところを詳しく掘り下げて検討することができますが、従来こういうものにつきましては弥富市は改正要点だけの説明で、条例の本文については出しますが、改正された箇所を具体的に明示するということはなかったわけですが、今回は現行と改正案双方も出しているということでいうと、これは本来必要なことだと思いますが、問題は、きちんと議会や市民に理解していただくための手だてですね。こっちを外したら、短い期間で、即日提案で即日ということでございますから、やはり改正要点をきちんと明らかにして、どこが実質的に変わっており、市民が影響を受けるか、ここをきちんと明示したものをあわせて備考欄に記入するのか一覧表をつくるのか、そういう形で議案を調整していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 今の点について答弁させていただきます。

前年度におきまして近隣の市の状況を調査いたしまして、今年の3月議会から、条例等の一部改正につきまして新旧対照表をつけることとしたところでございます。調査した近隣市の新旧対照表や国の法律の新旧対照表を見ますと、新旧対照表の備考欄に説明があるものはございませんので、新旧対照表につきましては現状のままとしていきたいと考えております。今後につきましては、3月議会の議案のうち内容の複雑なものにつけました条例のあらまし、新旧対照表とは別のものがございますが、そちらについてよりわかりやすくするよう工夫し

ていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） ぜひ、本当に市民や議会がよく理解をして評決に参加できるようにするためにも、今後ともよりわかりやすくしていく努力を重ねていただくことを改めて求めて、次の質問に移ります。

特に今回の改正の中で私が非常に残念だと思いますのは、いわゆる不労所得というんですか、株式の配当だとか先物取引等による収益だとか、そういうものに対する減税措置というのがこの間ずうっと行われてきました。特に以前は役員報酬なんかとあわせて総合課税方式だったものが分離課税にされて、恐らく所得が2,000万だとか3,000万、5,000万、それを超えた人たちにつきましては、総合課税でいきますと、住民税と所得税を合わせてそこを超えた部分は50%ぐらい課税の対象になったものが、分離課税にされることで20%、それがさらに10%にされるという経緯がございまして、政府自身の調査によりまして、2006年の国税庁統計では年間所得100億円以上の高額所得者10人に対して、上場株式の譲渡益の年間にして総額183億円の巨額減税がこの制度によって行われております。したがって、本当に大法人や特別に収益を上げているごく一部の資産家につきましては、この間、一連のそういう優遇措置が行われて、年間7兆円程度の減税が今年間ベースで行われておりますが、一たん廃止が決まったものをまたここ3年間延長することが今回の改正で行われようとしています。

もう一方で、庶民に対しては、この間の一連の税制や社会保険制度の改正によりまして、年間ベースで13兆円もの負担増が行われておりまして、本当につめに灯をともしようかという思いで暮らしている人たち、生活保護基準を下回るような人たちに対してもかなりの負担がかかっている中でこういうことが繰り返し行われております。

その一方で、結局、福祉、少子・高齢化社会のためにということで消費税が導入されまして、既に新年度予算を含めると200兆円を超える庶民、いわゆる国民の負担が行われるわけですが、この間、法人税等の減税によりまして、それ以前に比べて170兆円近い減税が行われ、結局消費税がほとんど福祉のために使われない実態の中でどんどん福祉が切り下げられ、さらに今申し上げましたように、庶民負担がどんどん進んでおります。この結果、国におきましても地方におきましても、必要な経費を税財源でなかなか確保できない状況が発生し、また消費税の大幅な引き上げ等も議論をされておりますが、こういう不労所得等に対する優遇措置というのは、到底、今申し上げましたような国民負担がふえている中で、私はあってはならないものだと思いますが、その辺につきましては、税制当局、市側はどういうふうにお考えになっているか、まず御答弁いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） 本条例改正の目的につきましては、国において経済の活性化等のために税制を改正されたものでありまして、必要なものと考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 経済の活性化のためにというんですが、今、日本の経済が震源地のアメリカよりも大幅に落ち込んでいる最大の理由は、結局庶民の懐をどんどん痛めつけて、そして大企業や大資産家を応援して輸出頼みの経済成長を続けてきたことから、国内の体力が大幅に低下をしておいて、ここに手を入れることなしに、日本も、あるいは世界経済の発展もないということで、相次いで開かれました首脳会議でも、どの国もそこに力を入れることが一番大事なことだと繰り返し確認されておりますよね。

ところが実際には、一連の今回の改正もそうありますが、例えば住宅ローンなんかの減税につきましても、500万、600万という減税が受けられる人なんていうのは、本当に弥富でも恐らく何人もいない人たちですよ。お金がある人たちにはどんどん対応はされるが、本当にその日暮らしの、本来は税というのは社会的格差を是正するために行うわけですが、今のやり方でやっていけば、広がっている社会的格差がますます広がるというふうに考えざるを得ませんが、このことが本当に景気の回復、経済の活性化に積極的に貢献できる制度だというふうにお考えになっているとすると、私は、行政の一番末端のところで市民、国民と向き合っている担当者の方がそういう御認識だということについては大変残念だと思いますが、本当にこういうやり方で国民の暮らしが安心できるものになって、消費がふえるというふうにお考えですか。そういう大きな問題をはらんでいるということについてお気づきになっていないとしたらやはり問題ではないかと思いますが、本当に心から活性化のために役に立つというふうにお考えなのか改めて、ちょっと先ほどの御答弁では納得できかねますので、御回答いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員の御質問にお答えするわけでございますけれども、議員御承知のように、昨年秋以来、大変な実体経済の落ち込みというのが全世界的な形で波及しているわけでございます。我が国においても100年に1度とか、あるいは麻生総理のお言葉をかりるならば「3年の重体だ」という形で、全治3年だということが言われておるわけでございます。こういうような状況において、先ほど税務課長も答弁しましたけれども、何とかこの不況感、あるいは経済に対して対策を講じていかなきゃいかんということで、さまざまな平成21年度の国の当初予算、あるいは補正予算、また今回15兆円とも言われる補正予算が組まれて、それを国の方でも通過させていきたいという状況であるわけでございます。そういった形でさまざまな経済対策が講じられておるわけでございます。今まで日本経済が力強

く前進してきたのは、それぞれの企業、あるいは中小企業等におきましても、やはりしっかりとした力があったということの中に、輸出ということが非常に好調に支えられておったわけでございます。そういった中において、さまざまな問題が浮き彫りにされてきておる。そして、国としては国債を発行し、あるいは県としては県債を発行し、私ども市としても市債を発行して、3年先、5年先には必ず元気という実態をつかむべきさまざまな施策が打たれるということでございます。

また、税の公平さということについて三宮議員からの御質問でございますけれども、現段階では、基本的にはそれぞれの格差解消においては考慮された課税方式がとられているというふうに理解をしているところでございます。そういった中で、今後の施策に対する御意見等も状況を見きわめながら私どもとしては考えていかなきゃいかんというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今市長からも御答弁いただきましたが、実際に国際統計によりましても、本来の税制による調整前と調整後の所得格差が日本は拡大しているというのが、もう経済学者の間でも専門家の間でもほぼ定説になってきておりますし、さらに貯蓄よりも株式投資やそういう金融商品によって経済を活性化させるという従来のやり方というのは完全に破綻して、それが今日の経済破綻の最大の原因であるということも、もう議論をまたない状況になっておるにもかかわらず、実際にやっておることはそういう分野への支援ですよ。今回のこの分離課税の問題にしましても、さらに先ごろ2008年度で廃止するということが決まっておったのをまた3年間延長するということでもありますから、お金のある人たちにはどんどん応援をする仕組みは、とても税の公平性や、あるいは本来の目的であります社会的格差を解消していくという目的に沿ったものにはなっていないということをきちんと見据えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それとあわせて、実際に日本の大企業、トヨタが赤字になったとかいろんなことを言っておりますが、アメリカのGMやそういうものは、もう政府から応援を受けなければ来月生きていけないというような状態になっておりますが、日本のトヨタ自動車なんかは、さらにこういう時期こそ世界に羽ばたいていくチャンスだといって、それはそうですよね、社内留保でしっかりため込んで持っておりますから。だから、本来税金が払えるときに税金を払わんでもいい制度をどんどん拡大してきてため込んでおりますので、単年度あるいはここ一、二年が多少の赤字になったって、それはアメリカやヨーロッパの企業とはけた違いの力量を持っていますよね。

それに加えて今回国会なんかの議論を見ますと、基礎年金に対する2分の1の国庫負担、国民年金や、今は厚生年金等も統合されていますから、これを消費税で将来賄っていくとい

う議論が盛んにされておりますよね。ただでさえ日本の大企業の社会保険料に対する負担というのは、ヨーロッパでは社会保険料全体の3分の2を企業が負担しているわけですが、日本では半々という状態。さらに、基礎年金部分を消費税にというような方向にしていけば、ますます国際競争力をつけるという美名のもとに国内経済や庶民の懐を小さくしていかなざるを得ないわけですね。

それと、今回の一連の補正予算、さらに新年度予算が成立すると同時にまた補正予算ということが言われておりますが、本来恒常的な財源としなければならぬものを埋蔵金で賄うとか、あるいは相当また大規模な借金をしていくとかいうことでありまして、ただでさえ日本経済、国と地方の行財政運営に大きなおもしとなっておりますこの財政赤字をさらに拡大していくことが懸念されておりますが、その中で地方財政を守る、とりわけ国民と直接、市民と直接かかわって、市民の暮らしの実態についてはよく承知をされております市長や市の担当者の皆さんが、何よりも地方自治体の本来の責務であります市民の暮らしの安定という立場から、力量のある法人や個人には応分の負担をしていただき、社会的責任を果たしていくという立場で政府や国会に働きかけていただくことが今何よりも強く求められていると思っておりますが、その点についてもあわせて、今の市長の御認識、あるいは課長の御認識が十分やっておられるということでは私どもはなかなか納得できませんが、やはり国と地域の安定、とりわけ地方政治を直接的に負う者として必要な国民への配慮や対応を強く求めていっていただきたいと思っておりますが、その辺についてはどのようにお考えになっているかも、あわせて再度御答弁をいただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、この3月決算であるとか、あるいは4月決算の民間企業の赤字幅の増大ということは、もう皆さんも御承知のとおりでございます。さまざまな形で各企業が大変苦勞をされておるわけでございます。株式等における評価損というのが経営の中でも大きな足かせになっていることも事実だと思っております。そうした中で再度企業等が牽引力となって日本経済を活性化すると、あるいは元気な日本をつくり上げていくということは大変重要なことであるわけでございます。そういった中で地域の安定、あるいは生活の安定ということについても、やはり企業がしっかりと法人税を納めていただく、あるいは固定資産税を納めていただくということは大変重要なことございまして、こういった形での施策、いわゆる景気対策というものは早く実行として上がってくることを期待するものでございます。

また、国の方への要望という中で税の公平さについての問題でございますけれども、先ほども話をさせていただきましたけれども、さまざまな状況を今後見きわめながら、市長会等を通じて必要に応じて働きかけていくということをお話をさせていただいております。以上で

ございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 企業が元気になれば財源が生まれるというお考えを今市長は述べられましたが、そのやり方が破綻をしたというのが今日の世界の同時不況の深刻な原因であり、とりわけ力があるものは何をやってもいいというようなむちゃくちゃなやり方で複雑な金融商品をつかって、それがあたかも経済の発展に寄与するような考え方で、引き続いて金融市場やそういうところに力を入れていくやり方というのは、失敗したのをさらに追いかけるというやり方であって、やはり私は庶民の皆さんの暮らしを、だって日本経済の本来6割、7割は個人消費で持たなきゃいかんものが、今は5割を割り込むような事態になっているということ自身が異常でありまして、ここへの手だてを優先するという点については一致して確認されているにもかかわらず、実際にされているのは相変わらず今までやってきたことをさらに踏襲するという点では、とても今市長がおっしゃられたような方向に日本経済を活性化させていくことはできないのではないかと。今市長は、よくいろんな状況を考えて、必要なことを申し上げていきたいというふうに言われましたが、実際に今全国の市町村が自分たちの頭で考えなければ、国の言うとおりにやっておればうまくいくということがそうではなかったということが、この間の全国の大きな教訓だと思いますので、そのことを申し上げまして私の質疑を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 他に質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 議案第42号弥富市税条例等の一部改正について、反対討論をいたします。

アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界の経済危機が広がる中でより鮮明になってきたことは、極端に外需に依存する日本経済の脆弱性であります。国際通貨基金がまとめた2009年度の世界経済の予測は、世界平均でマイナス1.0から0.5%、それに対し日本はマイナス5.8%となっています。アメリカでもマイナス2.6%であり、アメリカの倍以上の落ち込み方があります。経済専門家の話では、こういったことの要因は、ひとえに日本経済の外需頼みにあるとされております。

こうなった大きな原因の一つは、政府による自動車や電機を初めとした輸出大企業や大資産家に対する優遇税制など、行き過ぎた大企業、大金持ち優先の経済政策であります。例えば今回、弥富市税条例の改正でも証券優遇税制の延長がなされようとしておりますが、これは一部の大資産家だけに恩恵をもたらす格差拡大の税制をさらに延長しようとするものであ

ります。先ほど三宮議員が引用された数字であります。2006年度の国税庁の統計によれば、年間所得100億円以上の高額所得者10人に対して総額で183億円の減税がされているという状態です。1人平均にすれば18億3,000万円もの巨額減税となっております。まさに格差拡大をもたらす大資産家優遇税制を今回継続しようというものであります。

その一方で、どうでしょうか。公的年金に係る住民税の年金からの天引きが10月から開始されようとしておりますが、年間18万円以上、月額にすれば1万5,000円以上の年金のある方から有無を言わず税金を取り立てる、まさに庶民いじめの制度であります。本当の景気対策というのであれば、こういったゆがんだ税制を改め、多くの国民に恩恵がもたらされる、GDPの6割を占めると言われます個人消費を伸ばす、こういった真に内需を温め、拡大する方向に国も地方も政策を転換すべきであると考えます。よって、今回の税条例の改正には反対をいたします。

議長（黒宮喜四美君） ほかに討論の方はありませんか。

〔「議長7番」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 議案第42号弥富市税条例等の一部改正についての賛成討論を行いたいと思います。

この条例改正は、現在の国全体の経済・財政状況を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から地方税制の改正が行われたものであり、景気対策を進める上での重要な措置が含まれております。当地域経済の活性化には特に必要であると考えますので、賛成いたします。

議長（黒宮喜四美君） ほかに。

〔「議長14番」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 私は賛成討論をいたします。

今の経済状況の中でまさに私ども市民が非常に苦しいことは、共産党が言われることもわかっています。しかしながら、地方税制の活性化のために住宅を取得したり土地を活用したりすること、さらには今世界的に求められている環境、自動車のハイブリッドなどを含んで、その優遇をしながら経済を活性化していくこと、電力産業などを含んで、特に私どもが今新しい産業の育成を含みながら求められるものもあるわけです。株も、資産評価の中では実際180兆円の資産額を損なっているということもある。やはりプラスもあればマイナスもある。私ども議会も21年度予算をそれぞれ総合的に賛成をしたその立場は、経済の今日を理解しながら新たな21年度の予算を賛成してまいりました。ですから、地方税制等のこの改正は、私どもが果たさなければならぬ大きな課題であると私は信じて賛成といたします。

議長（黒宮喜四美君） 他にございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第42号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（黒宮喜四美君） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、議案第42号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第43号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~

日程第6 発議第1号 臓器移植法改正に関する意見書の提出について

議長（黒宮喜四美君） 日程第6、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案でありますので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 発議第1号臓器移植法改正に関する意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

この意見書は、1997年、臓器の移植に関する法律が制定され、我が国でも臓器移植の道が開かれました。しかしながら、現行法ではドナー本人が書面で意思表示を行った上、家族の同意を必要としているため、脳死者からの臓器の提供は極めて限られたものとなっております。また、WHOからも臓器移植は自国内で行えるように求められております。WHO指針に沿い、国民の臓器移植が国内でできる医療体制を実現するため、臓器移植法を改正されるよう要望するものでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

発議第1号は原案どおり可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案どおり可決決定しましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

ここで暫時休憩をします。

~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時38分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の辞職願を提出させていただきましたので、副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

副議長（炭竈ふく代君） お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

~~~~~

追加日程 議長の辞職について

副議長（炭竈ふく代君） 地方自治法第117条の規定により、黒宮喜四美議員の退場を求めます。

〔議長 黒宮喜四美君 退場〕

副議長（炭竈ふく代君） 辞職願を局長に朗読させます。

議会事務局長（佐藤 忠君） 平成21年4月17日、弥富市議会副議長 炭竈ふく代殿。弥富市議会議長 黒宮喜四美。

辞職願。このたび弥富市議会の申し合わせにより、議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

副議長（炭竈ふく代君） お諮りいたします。

黒宮喜四美議員の議長の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、黒宮喜四美議員の議長の辞職は許可されました。

黒宮喜四美議員の入場を求めます。

〔17番 黒宮喜四美君 入場〕

副議長（炭竈ふく代君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙についてを日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~

追加日程 議長の選挙について

副議長（炭竈ふく代君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

議長に、黒宮喜四美議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名した黒宮喜四美議員を議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（炭竈ふく代君） 異議なしと認めます。

ただいま議長に当選されました黒宮喜四美議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました黒宮喜四美議員に発言を求めます。

新議長（黒宮喜四美君） ただいまは身に余る再任の御推挙をいただき、身の引き締まる思いでございます。1年間、皆様方に大変御協力をいただき、無事、議長の大役を務めさせていただきました。再度もう1年やれということで、皆様方の力強い御支援をいただいたわけであります。私も市民からの負託にこたえ、また地域住民の皆様方の福祉増進のために全力で、名誉ある弥富市議会の議長としてもう1年、皆様方の御協力をもって頑張っていく所存

でございます。議員各位におかれましては、何とぞこの1年同様、御協力、御支援を賜りますように心からお願い申し上げ、議長再任のお礼のごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

副議長（炭竈ふく代君） 新議長が決まりましたので、ここで交代をいたします。

〔副議長、新議長と交代〕

議長（黒宮喜四美君） ただいま副議長の炭竈ふく代議員から辞職願が提出されました。お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加して議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加して議題とします。

~~~~~

追加日程 副議長の辞職について

議長（黒宮喜四美君） 地方自治法第117条の規定により、炭竈ふく代議員の退場を求めます。

〔副議長 炭竈ふく代君 退場〕

議長（黒宮喜四美君） 辞職願を局長に朗読させます。

議会事務局長（佐藤 忠君） 平成21年4月17日、弥富市議会議長殿。弥富市議会副議長炭竈ふく代。

辞職願。このたび弥富市議会の申し合わせにより、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

炭竈ふく代議員の副議長の辞職を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、炭竈ふく代議員の副議長の辞職は許可されました。

炭竈ふく代議員の入場を求めます。

〔2番 炭竈ふく代君 入場〕

議長（黒宮喜四美君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙についてを日程に追加したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~

追加日程 副議長の選挙について

議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

副議長に、炭竈ふく代議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した炭竈ふく代議員を副議長の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

ただいま副議長に当選された炭竈ふく代議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知します。

副議長に当選された炭竈ふく代議員に発言を求めます。

新副議長（炭竈ふく代君） 皆様には任期中、大変お世話になり、まことにありがとうございました。未熟な私でございましたけれども、皆様に御支援、また御協力をいただきまして無事に務めることができました。心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、このたびも指名推選により副議長に選任をしていただきまして、大変光栄に思います。前年度に引き続きまして職務を全うしたいと思います。皆様の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） ここで暫時休憩をします。

~~~~~

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

~~~~~

追加日程 議会運営委員会委員の選任について

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。

各常任委員会の正・副委員長、議会運営委員会の委員、正・副委員長、議会広報編集特別委員会の委員、正・副委員長につきまして、前年と同じメンバーで留任をお願いをいたします。それで皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

各常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会の構成メンバー並びに正・副委員長につきましては、そのまま再任ということで決定されました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもって、平成21年第1回弥富市議会臨時会を閉会します。どうも御苦労さまでございました。

~~~~~

午前11時49分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 副議長 炭 竈 ふく代

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹